

7.1.4 悪 臭

(1) 調査結果の概要

ア 調査目的

工事の実施（現工場解体工事）及び施設の供用（施設の稼働、廃棄物の搬出入）に伴う悪臭の影響を予測・評価するうえで、基礎資料を把握するため調査を行いました。あわせて、事業計画地周辺の現況把握及び過去の調査結果との比較を行いました。

イ 調査項目・方法

調査は、既往調査結果の整理及び現地調査により行いました。

既往調査は、「広島市環境事業局北一工場建設に伴う環境調査報告書」（昭和55年5月、広島市）、「大型ごみ破碎処理施設（仮称）建設事業環境影響評価業務報告書」（平成2年1月、広島市）、「安佐南工場環境影響評価業務報告書」（平成9年11月、広島市）を使用して、とりまとめました。

現地調査における調査項目・方法は、表7.1.4-1に示すとおりです。

表 7.1.4-1 現地調査項目・方法

調査項目	調査方法
特定悪臭物質 ¹	特定悪臭物質の測定の方法(昭和47年環境庁告示第9号)に規定する方法
臭気指数	臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年環境庁告示第63号)に規定する方法

¹ 特定悪臭物質：アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルペンチルアルデヒド、イソペンチルアルデヒド、イソオクタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸

ウ 調査地点

既往調査地点は図7.1.4-1に、現地調査地点は表7.1.4-2及び図7.1.4-2に示すとおりです。

表 7.1.4-2 現地調査地点

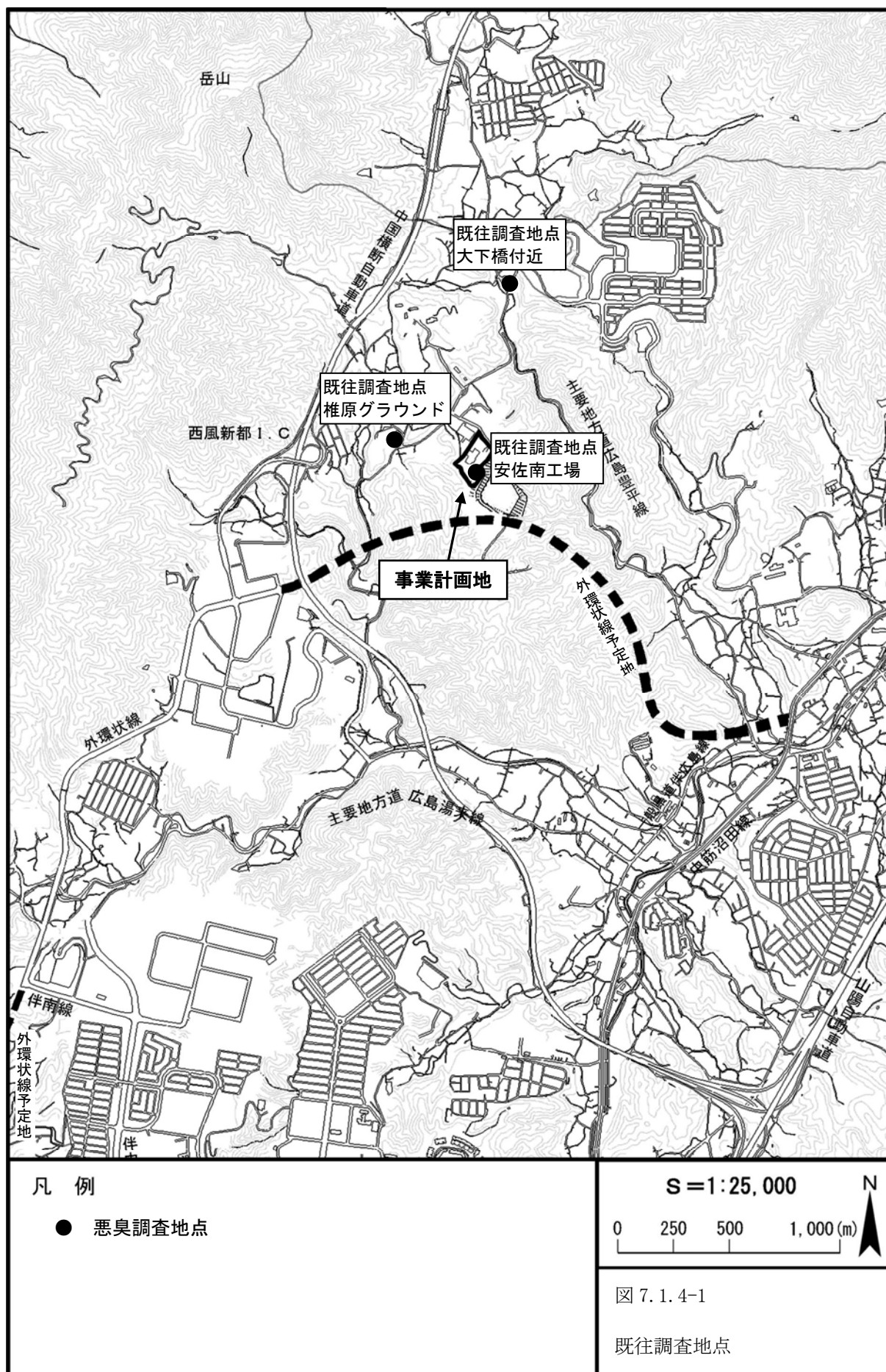
調査項目	地点番号	調 査 地 点
特定悪臭物質 臭気指数	S1	大下橋付近
	S2	椎原グラウンド
	S3	沼田運動広場
臭気指数	S4	安佐南工場敷地境界

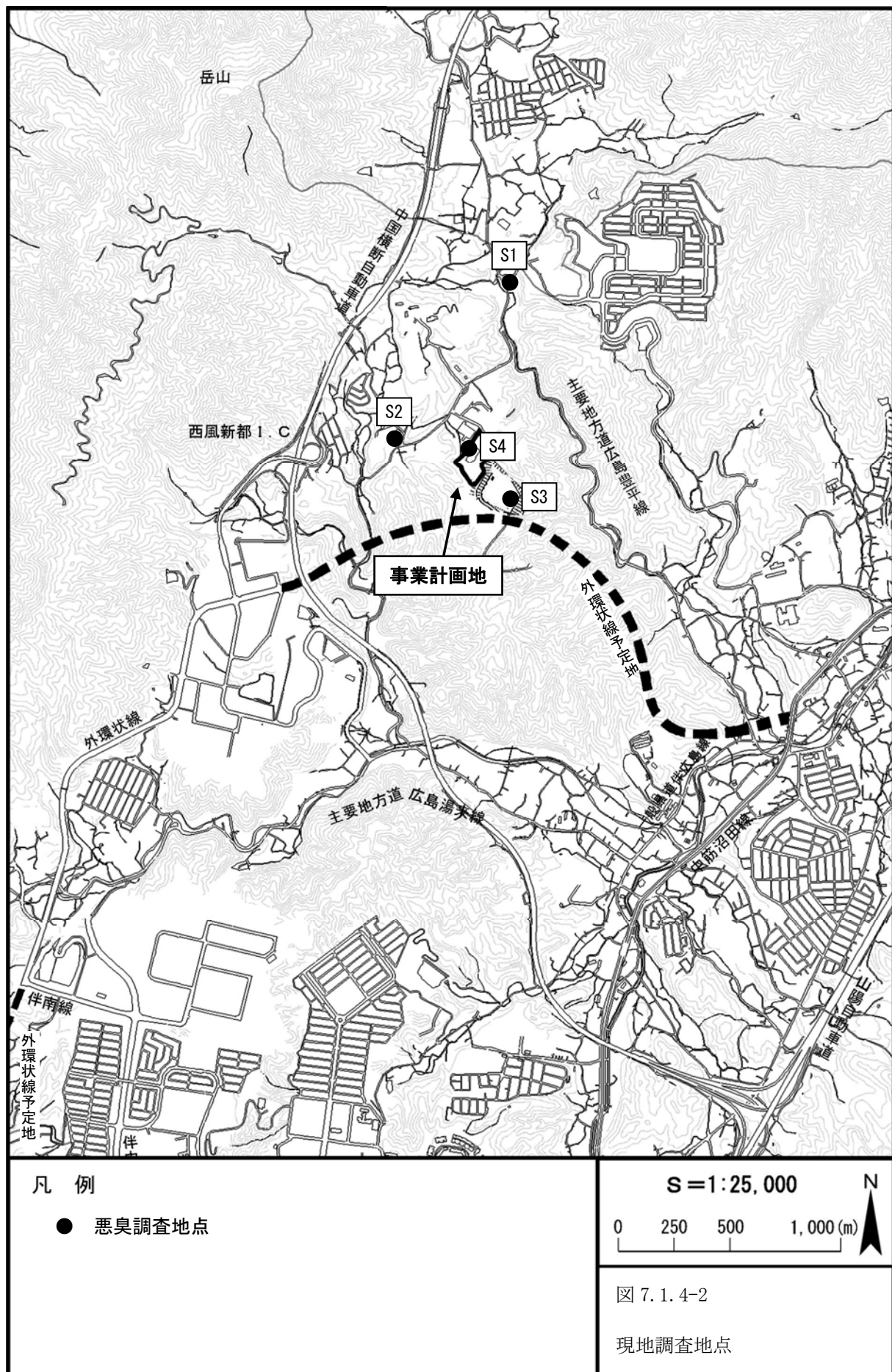
工 調査期間

現地調査の調査期間は、表 7.1.4-3 に示すとおりです。

表 7.1.4-3 現地調査期間

調査項目	地点	調査期間
特定悪臭物質 臭気指数	S1～S3	平成 14 年 8 月 8 日（木）
臭気指数	S4	平成 17 年 4 月 11 日（月） ～平成 18 年 3 月 10 日（金） 1 回/月





オ 調査結果

(ア) 既存資料調査

広島市等の公共機関において、事業計画地周辺の悪臭の測定は行われていません。

(イ) 既往調査

事業計画地周辺における悪臭の既往調査結果は表 7.1.4-4 に示すとおりです。

特定悪臭物質については、調査地点は、調査時、悪臭防止法による規制地域に該当せず、規制が適用されませんが、旧規制基準値と比較すると、いずれの地点も規制基準値を下回っています。

臭気指数はいずれの地点も 10 未満であり、現在の規制基準値を下回っています。

表 7.1.4-4 悪臭既往調査結果

項目	地 点	測定年月	単位	椎原グラウンド				大下橋付近				安佐南工場		規制基準値(注2)	
				夏季		冬季		夏季		冬季		夏季	冬季	旧基準 平成15年 12月31日 まで	新基準 平成16年 1月1日 より
				S54.7	H9.7	S55.1	H1.12	S54.7	H9.7	S55.1	H1.12	H9.7	H1.12		
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.3	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.8	<0.1	<0.1	0.1	0.1	0.1	1	-
	メチルメルカプタン	ppm	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	0.002	-
	硫化水素	ppm	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001	0.02	-
	硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	-
	二硫化メチル	ppm	<0.001	<0.0009	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0009	<0.001	<0.001	<0.0009	<0.001	0.009	-
	トリメチルアミン	ppm	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001	0.005	-
	アセトアルデヒド	ppm	<0.005	0.012	<0.005	<0.005	<0.005	0.016	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	-
	スチレン	ppm	<0.01	<0.04	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.04	<0.01	<0.01	<0.04	<0.01	0.4	-
	ブロム化ベンゼン	ppm	-	<0.005	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.05	-
	ホルムアルデヒド	ppm	-	<0.0009	-	-	-	-	<0.0009	-	-	-	-	0.009	-
	イソブチルアルデヒド	ppm	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.02	-
	ホルムアルデヒド	ppm	-	<0.0009	-	-	-	-	<0.0009	-	-	-	-	0.009	-
	イソブチルアルデヒド	ppm	-	<0.0003	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.003	-
	イソブチルアルコール	ppm	-	<0.09	-	-	-	-	<0.09	-	-	-	-	0.9	-
	酢酸エチル	ppm	-	<0.3	-	-	-	-	<0.3	-	-	-	-	3	-
	メチルイソブチルケトン	ppm	-	<0.1	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	1	-
	トルエン	ppm	-	<1	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	10	-
	キシレン	ppm	-	<0.1	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	1	-
	ブロム化ベンゼン	ppm	-	<0.003	-	-	-	-	<0.003	-	-	-	-	0.03	-
	ホルムアルデヒド	ppm	-	<0.0001	-	-	-	-	<0.0001	-	-	-	-	0.001	-
	ホルムアルデヒド	ppm	-	<0.0001	-	-	-	-	<0.0001	-	-	-	-	0.0009	-
	イソブチルアルデヒド	ppm	-	<0.0001	-	-	-	-	<0.0001	-	-	-	-	0.001	-
臭気指数				-	-	<10	-	-	<10	-	-	-	-	-	13

(注1) 「<」は未満を示します(例えば、「<0.1」は0.1未満)。

(注2) 悪臭防止法による特定悪臭物質の規制(平成7年3月23日広島市告示第111号)は、平成15年12月31日で廃止されましたが、法施行時も調査地点が規制地域に該当せず、適用されませんでした。また、悪臭防止法による臭気指数の規制(平成15年9月1日広島市告示第314号)は平成16年1月1日から施行されています。

(ウ) 現地調査

a 事業計画地周辺における悪臭

事業計画地周辺における悪臭の現地調査結果は、表 7.1.4-5 に示すとおりです。

特定悪臭物質については、現在、悪臭防止法による規制は適用されませんが、旧規制基準値と比較すると、いずれの地点も規制基準値を下回っています。

臭気指数はいずれの地点も 10 未満であり、現在の規制基準値を下回っています。

表 7.1.4-5 事業計画地周辺における悪臭の現地調査結果

調査項目		単位	S1 大下橋付近	S2 椎原 グラウンド	S3 沼田運動 広場	規制基準値(注2)	
						旧基準 (平成 15 年 12 月 31 日まで)	新基準 (平成 16 年 1 月 1 日から)
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	1	-
	メチルメルカプタン	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	-
	硫化水素	ppm	0.004	0.003	<0.002	0.02	-
	硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	-
	二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009	-
	トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	-
	アセトアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	-
	スチレン	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	0.4	-
	ブチルオキシアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	-
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009	-
	イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	-
	ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009	-
	イソヘキシルアルデヒド	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	-
	イソブチルノール	ppm	<0.09	<0.09	<0.09	0.9	-
	酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	3	-
	メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	1	-
	トルエン	ppm	<1	<1	<1	10	-
	キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	1	-
	ブチルオキシ酸	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	0.03	-
	ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001	-
	ノルマル吉草酸	ppm	<0.00009	<0.00009	<0.00009	0.0009	-
	イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001	-
臭気指数		-	<10	<10	<10	-	13

(注1)「<」は未満を示します(例えば、「<0.1」は 0.1 未満)。

(注2) 悪臭防止法による特定悪臭物質の規制(平成 7 年 3 月 23 日広島市告示第 111 号)は、平成 15 年 12 月 31 日で廃止されましたが、法施行時も調査地点が規制地域に該当せず、適用されませんでした。また、悪臭防止法による臭気指数の規制(平成 15 年 9 月 1 日広島市告示第 314 号)は平成 16 年 1 月 1 日から施行されています。

b 安佐南工場敷地境界における悪臭

安佐南工場敷地境界における悪臭の現地調査結果は、表 7.4.1-6 に示すとおりです。いずれの時期も、規制基準値を下回っています。

表 7.1.4-6 安佐南工場(S4:安佐南工場敷地境界)における悪臭の現地調査結果

調査項目	H17年 4月	H17年 5月	H17年 6月	H17年 7月	H17年 8月	H17年 9月	H17年 10月	H17年 11月	H17年 12月	H18年 1月	H18年 2月	H18年 3月	規制基準値 (注2)
臭気指数	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	13

(注1)「<」は未満を示します(例えば、「<10」は 10 未満)。

(注2) 臭気指数の規制(平成 15 年 9 月 1 日広島市告示第 314 号)が平成 16 年 1 月 1 日から施行されています。

(I) 既往調査結果との比較

今回の現地調査地点の内、既往調査と同じ地点で調査を行った調査結果の比較は表 7.1.4-7 に示すとおりです。

特定悪臭物質については、現在、悪臭防止法による規制は適用されませんが、旧規制基準値と比較すると、いずれの地点も規制基準値を下回っています。

臭気指数はいずれの地点も 10 未満であり、現在の規制基準値を下回っています。

表 7.1.4-7(1) 既往調査結果との比較 (S1：大下橋付近)

地 点 測定年月 項 目		単位	既往調査				今回調査	規制基準値 ^(注2)	
			大下橋付近				S1 大下橋付近	旧基準 (平成15年 12月31日 まで)	新基準 (平成16年 1月1日 から)
			夏季		冬季		夏季		
			S54.7	H9.7	S55.1	H1.12	H14.8		
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.8	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	1	-
	メチルメルカプタン	ppm	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.0002	0.002	-
	硫化水素	ppm	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	0.004	0.02	-
	硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	-
	二硫化メチル	ppm	<0.001	<0.0009	<0.001	<0.001	<0.0009	0.009	-
	トリメチルアミン	ppm	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.0005	0.005	-
	アセトアルデヒド*	ppm	<0.005	0.016	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	-
	スチレン	ppm	<0.01	<0.04	<0.01	<0.01	<0.04	0.4	-
	ブチルオキシアルデヒド*	ppm	-	<0.005	-	-	<0.005	0.05	-
	ルナルブチルアルデヒド*	ppm	-	<0.0009	-	-	<0.0009	0.009	-
	イソブチルアルデヒド*	ppm	-	<0.002	-	-	<0.002	0.02	-
	ルナルヘプタアルデヒド*	ppm	-	<0.0009	-	-	<0.0009	0.009	-
	イソヘプタアルデヒド*	ppm	-	<0.0003	-	-	<0.0003	0.003	-
	イソブタノール	ppm	-	<0.09	-	-	<0.09	0.9	-
	酢酸エチル	ppm	-	<0.3	-	-	<0.3	3	-
	メチルイソブチルケトン	ppm	-	<0.1	-	-	<0.1	1	-
	トルエン	ppm	-	<1	-	-	<1	10	-
	キシレン	ppm	-	<0.1	-	-	<0.1	1	-
	ブチル酸	ppm	-	<0.003	-	-	<0.003	0.03	-
	ルナル酪酸	ppm	-	<0.0001	-	-	<0.0001	0.001	-
ルナル吉草酸	ppm	-	<0.0001	-	-	<0.00009	0.0009	-	
イソ吉草酸	ppm	-	<0.0001	-	-	<0.0001	0.001	-	
臭気指数		-	-	<10	-	-	<10	-	13

(注1) 「<」は未満を示します(例えば、「<0.1」は0.1未満)。

(注2) 悪臭防止法による特定悪臭物質の規制(平成7年3月23日広島市告示第111号)は、平成15年12月31日で廃止されましたが、法施行時も調査地点が規制地域に該当せず、適用されませんでした。また、悪臭防止法による臭気指数の規制(平成15年9月1日広島市告示第314号)は平成16年1月1日から施行されています。

表 7.1.4-7(2) 既往調査結果との比較 (S2: 椎原グラウンド)

地 点 測定年月 項 目		単位	既往調査				今回調査	規制基準値 ^(注2)	
			椎原グラウンド				S2 椎原グラウンド	旧基準 (平成15年 12月31日 まで)	新基準 (平成16年 1月1日 から)
			夏季		冬季		夏季		
			S54.7	H9.7	S55.1	H1.12	H14.8		
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.3	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	1	-
	メチルメルカプタン	ppm	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.0002	0.002	-
	硫化水素	ppm	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	0.003	0.02	-
	硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	-
	二硫化メチル	ppm	<0.001	<0.0009	<0.001	<0.001	<0.0009	0.009	-
	トリメチルアミン	ppm	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.0005	0.005	-
	アセトアルデヒド	ppm	<0.005	0.012	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	-
	スチレン	ppm	<0.001	<0.04	<0.01	<0.01	<0.04	0.4	-
	ブチルオキシアルデヒド	ppm	-	<0.005	-	-	<0.005	0.05	-
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	-	<0.0009	-	-	<0.0009	0.009	-
	イソブチルアルデヒド	ppm	-	<0.002	-	-	<0.002	0.02	-
	ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	-	<0.0009	-	-	<0.0009	0.009	-
	イソヘキシルアルデヒド	ppm	-	<0.0003	-	-	<0.0003	0.003	-
	イソブタノール	ppm	-	<0.09	-	-	<0.09	0.9	-
	酢酸エチル	ppm	-	<0.3	-	-	<0.3	3	-
	メチルイソブチルケトン	ppm	-	<0.1	-	-	<0.1	1	-
	トルエン	ppm	-	<1	-	-	<1	10	-
	キシレン	ppm	-	<0.1	-	-	<0.1	1	-
	ブチルオキシ酸	ppm	-	<0.003	-	-	<0.003	0.03	-
	ノルマル酪酸	ppm	-	<0.0001	-	-	<0.0001	0.001	-
	ノルマル吉草酸	ppm	-	<0.0001	-	-	<0.00009	0.0009	-
	イソ吉草酸	ppm	-	<0.0001	-	-	<0.0001	0.001	-
臭気指数		-	-	<10	-	-	<10	-	13

(注1) 「<」は未満を示します(例えば、「<0.1」は0.1未満)。

(注2) 悪臭防止法による特定悪臭物質の規制(平成7年3月23日広島市告示第111号)は、平成15年12月31日で廃止されましたが、法施行時も調査地点が規制地域に該当せず、適用されませんでした。また、悪臭防止法による臭気指数の規制(平成15年9月1日広島市告示第314号)は平成16年1月1日から施行されています。

表 7.1.4-7(3) 既往調査結果との比較 (S3: 沼田運動広場)

地 点 測定年月 項 目		単位	既往調査		今回調査	規制基準値 ^(注2)	
			安佐南工場		S3 沼田運動公園	旧基準 (平成15年 12月31日 まで)	新基準 (平成16年 1月1日 から)
			夏季	冬季	夏季		
			H9.7	H1.12	H14.8		
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.1	0.1	<0.1	1	-
	メチルメルカプタン	ppm	<0.0002	<0.001	<0.0002	0.002	-
	硫化水素	ppm	<0.002	<0.001	<0.002	0.02	-
	硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	-
	二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.001	<0.0009	0.009	-
	トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.001	<0.0005	0.005	-
	アセトアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	-
	メチレン	ppm	<0.04	<0.01	<0.04	0.4	-
	ブチルオキシアルデヒド	ppm	-	-	<0.005	0.05	-
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	-	-	<0.0009	0.009	-
	イソブチルアルデヒド	ppm	-	-	<0.002	0.02	-
	ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	-	-	<0.0009	0.009	-
	イソヘキシルアルデヒド	ppm	-	-	<0.0003	0.003	-
	イソブタノール	ppm	-	-	<0.09	0.9	-
	酢酸エチル	ppm	-	-	<0.3	3	-
	メチルイソブチルケトン	ppm	-	-	<0.1	1	-
	トルエン	ppm	-	-	<1	10	-
	キシレン	ppm	-	-	<0.1	1	-
	ブチル酢酸	ppm	-	-	<0.003	0.03	-
	ノルマル酪酸	ppm	-	-	<0.0001	0.001	-
	ノルマル吉草酸	ppm	-	-	<0.00009	0.0009	-
	イソ吉草酸	ppm	-	-	<0.0001	0.001	-
臭気指数		-	-	-	<10	-	13

(注1) 「<」は未満を示します(例えば、「<0.1」は0.1未満)。

(注2) 悪臭防止法による特定悪臭物質の規制(平成7年3月23日広島市告示第111号)は、平成15年12月31日で廃止されましたが、法施行時も調査地点が規制地域に該当せず、適用されませんでした。また、悪臭防止法による臭気指数の規制(平成15年9月1日広島市告示第314号)は平成16年1月1日から施行されています。

(2) 予測及び評価の結果

ア 予測

(ア) 予測事項

a 工事の実施（現工場解体工事）

予測事項は、解体工事に伴うごみピットからの悪臭としました。

b 施設の供用（施設の稼働）

予測事項は、稼働時の煙突からの燃焼排出ガス、休炉時の脱臭装置からの排出ガス及び稼働時の施設から漏洩する臭気の臭気指数としました。

c 施設の供用（廃棄物の搬出入）

予測事項は、ごみ収集車からの悪臭としました。

(イ) 予測地域

a 工事の実施（現工場解体工事）

予測地域は、事業計画地の敷地境界としました。

b 施設の供用（施設の稼働）

予測地域は、施設の稼働時の煙突からの燃焼排出ガス、休炉時の脱臭装置からの排出ガスについては事業計画地周辺とし、施設からの漏洩する臭気については事業計画地敷地境界としました。

c 施設の供用（廃棄物の搬出入）

予測地域は、ごみ収集車の運行ルート沿道としました。

(ウ) 予測対象時期

a 工事の実施（現工場解体工事）

予測対象時期は、解体工事に伴い発生する悪臭の影響が最大となる時期としました。

b 施設の供用（施設の稼働）

予測対象時期は、施設の稼働時及び休炉時としました。

c 施設の供用（廃棄物の搬出入）

予測対象時期は、施設が定常的な稼働となる時期としました。

(I) 予測方法

a 工事の実施（現工場解体工事）

現工場解体工事に伴うごみピットからの悪臭の予測は、本事業計画による悪臭防止に係る環境保全措置から、定性的に予測しました。

b 施設の供用（施設の稼働）

施設の稼働時の煙突からの燃焼排出ガスによる臭気指数の予測は、排出ガスの排出条件と類似施設における悪臭の調査結果を用いて排出濃度を設定し、大気拡散計算により最大着地濃度地点における短時間濃度を計算しました。大気拡散計算式は、大気質の短期的予測に用いた拡散モデルと同様としました。

休炉時の脱臭装置からの排出ガスによる臭気指数は、類似工場での悪臭の調査結果をもとに、定性的に予測しました。

稼働時の施設からの漏洩臭気の予測は、類似工場での悪臭の調査結果をもとに、定性的に予測しました。

c 施設の供用（廃棄物の搬出入）

ごみ収集車からの悪臭の予測は、本事業計画による悪臭防止に係る環境保全措置と、類似事例から、定性的に予測しました。

(o) 予測条件

a 施設の供用（施設の稼働）

(a) 排出条件

施設の稼働時の煙突からの排出ガスの条件は、大気質の予測と同様としました。また、工場煙突からの臭気濃度は、類似施設（中工場）の排出ガス中の臭気濃度の調査結果の最大値より 98 としました。

表 7.1.4-8 類似施設（中工場）の臭気指数及び臭気濃度の調査結果

調査日：平成 18 年 3 月 1 日

調査項目	単位	調査結果	
		1 号炉	2 号炉
臭気指数	-	19	20
臭気濃度	-	73	98

臭気濃度とは、臭いのついた空気を、その臭いが感じられなくなるまで薄めた時の希釈倍数です。

(b) 気象条件

施設の稼働時の煙突からの燃焼排出ガスによる臭気指数の予測にあたっての気象条件は、表 7.1.4-9 に示すとおり、大気質の短期的予測（一般高濃度出現時及び上層逆転層出現時）で設定した気象条件を用いることとしました。

表 7.1.4-9(1) 予測に用いた気象条件（一般高濃度出現時）

日時	地上気象観測結果（安佐南工場）		
	風向	風速	大気安定度
平成15年 6月12日12時	WSW	0.7	B
平成15年 1月10日12時	NNW	1.0	A-B

表 7.1.4-9(2) 予測に用いた気象条件（上層逆転層(Lid)出現時）

日時	地上気象観測結果（安佐南工場）			逆転層高度	
	風向	風速	大気安定度	下面高度	上面高度
平成14年11月15日18時	NNW	6.2	D	150	200
平成15年 3月24日15時	ESE	1.9	E	300	350

（注）上層逆転層出現時については、流跡線の到達高度を逆転層の下面高度までに制限して予測しました。

(カ) 予測結果

a 工事の実施（現工場解体工事）

現工場の運転停止後、ごみピット・灰ピット内の清掃・洗浄を実施し、悪臭の発生源を除去することにより、悪臭が発生する恐れはないと予測されます。

b 施設の供用（施設の稼働）

施設の稼働時の煙突からの焼却排出ガスによる、最大着地濃度地点における臭気指数の予測結果は表 7.1.4-10 に示すとおりであり、10 未満になるものと予測され、悪臭防止法における規制基準値の 13 を下回ります。

表 7.1.4-10 予測結果（悪臭：施設の稼働時の排出ガスによる臭気指数）

予測地点	気象条件		予測結果	基準値
最大着地濃度地点	一般高濃度	WSW	<10	13
		NNW	<10	
	上層逆転層出現時	NNW	<10	
		ESE	<10	

休炉時の脱臭装置からの排出ガスについては、類似施設（南工場）の排出ガス中の臭気指数は 16 と小さく、同工場が同時に実施した敷地境界での測定結果では、臭気指数が 10 未満であったことからみて、休炉時の事業計画地周辺の臭気指数は最大に見積もったとしても 10 未満になるものと予測され、悪臭防止法における規制基準値の 13 を下回ります。

稼働時の施設からの漏洩については、既往調査及び現地調査結果によると、現安佐南工場敷地境界及び周辺地域における臭気指数はいずれも 10 未満であり、悪臭防止法における敷地境界の規制基準値の 13 を下回っています。計画施設（公称処理能力：400t/日）の処理能力は、現安佐南工場（公称処理能力：200t/日）よりも大きくなりますが、新施設には、自動開閉式の二重投入扉、消臭剤噴霧装置、脱臭装置を設置するなどの悪臭防止技術を採用する計画であることから、新施設の稼働後も悪臭防止法における規制基準値 13 を下回ると予測されます。

c 施設の供用（廃棄物の搬出入）

ごみ収集車は、主に、パッカー車とします。パッカー車以外の車両で、悪臭が発生する恐れのあるごみを搬入する場合は、悪臭の発生源となる汚水の流出防止対策を施し、さらに、荷台をシート等で覆うことにより、悪臭の発生を防止した車両で搬入します。また、ごみ収集車は、定期的に洗浄装置で洗浄します。これらの対策により、現在、各焼却施設周辺において、ごみ収集車の悪臭に関する苦情はないため、今後も、運行ルート沿道で、ごみ収集車から悪臭が発生する恐れはないと予測されます。

イ 環境保全措置の検討

(ア) 工事の実施（現工場解体工事）

可能な限りの環境保全措置について検討した結果、以下の環境保全措置を実施することにより、環境への影響を低減することにしました。

【環境保全措置】

- ・現工場の運転停止後、ごみピット・灰ピット内の清掃・洗浄を実施し、悪臭の発生源を除去します。

(イ) 施設の供用（施設の稼働）

可能な限りの環境保全措置について検討した結果、以下の環境保全措置を実施することにより、環境への影響を低減することにしました。

【環境保全措置】

- ・施設稼働時には、ごみピット内の空気を燃焼用空気として焼却炉に送り込み、ごみピット内を常に負圧に保ち、ごみピットからの臭気が外部に漏洩しないようにします。送り込まれた空気に含まれる臭気成分は炉内で高温熱分解させます。
- ・焼却炉点検等の休炉時の対策として、脱臭装置を設置し、ごみピットからの臭気の漏洩を防止します。
- ・ごみピットから投入ステージへの臭気の漏洩を防止するため、自動開閉式の二重投入扉を設置します。
- ・投入ステージその他臭気が発生する恐れのある場所には、消臭剤噴霧装置を設置します。
- ・投入ステージの出入口にはエアカーテンを設置します。

(ウ) 施設の供用（廃棄物の搬出入）

可能な限りの環境保全措置について検討した結果、以下の環境保全措置を実施することにより、環境への影響を低減することにしました。

【環境保全措置】

- ・ごみ収集車は、主に、パッカー車とします。
- ・パッカー車以外の車両で、悪臭が発生する恐れのあるごみを搬入する場合は、悪臭の発生源となる汚水の流出防止対策を施し、さらに、荷台をシート等で覆うことにより、悪臭の発生を防止した車両で搬入します。
- ・ごみ収集車は、定期的に洗浄装置で洗浄します。
- ・ごみの減量化を進め、ごみ収集車の運行台数を減らすよう努めます。

ウ 評価

(ア) 工事の実施（現工場解体工事）

解体工事に伴う悪臭の影響については、環境保全措置を実施することにより、環境への影響は可能な限り低減されていると考えます。

(イ) 施設の供用（施設の稼働）

煙突からの燃焼排出ガスに伴う悪臭、脱臭装置からの排出ガスに伴う悪臭及び稼働時の施設からの悪臭については、いずれも悪臭防止法における規制基準値を下回ると予測されることから、環境への影響は小さいものと判断されます。

また、環境保全措置を実施することにより、環境への影響は可能な限り低減されていると考えます。

(ウ) 施設の供用（廃棄物の搬出入）

ごみ収集車の運行に伴う悪臭の影響については、環境保全措置を実施することにより、環境への影響は可能な限り低減されていると考えます。